

2022年2月14日

各位

会社名 NISSHA 株式会社
代表者名 代表取締役社長 兼 最高経営責任者 鈴木順也
(コード番号 7915 東証第1部)
問合せ先 上席執行役員 兼 最高財務責任者 神谷 均
(TEL. 075-811-8111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年3月23日開催予定の第103期定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社グループの事業領域の拡大および今後の事業展開に対応するとともに、事業の現状に即した目的事項に整理するため、現行定款第2条(目的)の変更を行うものです。
- (2) 2021年6月16日付でその一部が施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)により、新たに「場所の定めのない株主総会」(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められたことに伴い、定款第13条第2項を追加するものです。

当社は、株主総会を株主のみなさまとの貴重なコミュニケーションの機会と考えています。他方で、感染症の拡大時や自然災害等の大規模災害時のリスクの低減および社会全体のデジタル化の進展等を念頭に、株主総会の開催方式について選択可能性を拡充することは株主のみなさまの利益に資すると考えています。

なお、定款第13条第2項の追加は、本定時株主総会における決議に加え、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件として、効力を生じるものとします。

- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の電子提供措置に備えるため、所要の変更を行うものです。
- (4) 将来的な経営体制の強化に備えるため、現行定款第22条(代表取締役および役付取

締役)の役付取締役として、新たに取締役副会長を定めることができる旨の文言を追加する一方、執行役員制度の運用により実質的に廃止している専務取締役および常務取締役の役付にかかる文言を削除するものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会の開催日 2022年3月23日(予定)

定款変更の効力発生日 2022年3月23日(予定)

以上

[別紙]定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示しています。)

現行定款	変更案
<p>第1条 (記載省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 〵 (記載省略)</p> <p>(2)</p> <p>(3) 合成樹脂、金属、硝子等への表面加飾および関連製品の製造、販売</p> <p>(4) 〵 (記載省略)</p> <p>(6)</p> <p><u>(7)</u>製版、印刷、製本加工、写真撮影およびその製品の販売</p> <p><u>(8)</u>印刷システム機器の製造、販売</p> <p><u>(9)</u>印刷関連技術による製品の開発、製造、販売</p> <p><u>(10)</u>医療機器、医療用材料、医療用消耗品、分析機器、医薬品、動物用医薬品、体外診断用医薬品、医薬部外品、化粧品の開発、製造、販売 (第7号から移動)</p> <p>(第8号から移動)</p> <p>(第9号から移動)</p> <p>(11) 〵 (記載省略)</p> <p>(21)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 〵 (現行どおり)</p> <p>(2)</p> <p>(3) 合成樹脂、金属、硝子、<u>パルプ</u>等への表面加飾および関連製品の製造、販売</p> <p>(4) 〵 (現行どおり)</p> <p>(6)</p> <p>(第8号に移動)</p> <p>(第9号に移動)</p> <p>(第10号に移動)</p> <p><u>(7)</u>医療機器およびその関係部品、医療用材料、医療用消耗品、分析機器、医薬品、動物用医薬品、体外診断用医薬品、医薬部外品、化粧品の開発、製造、販売</p> <p><u>(8)</u>製版、印刷、製本加工、写真撮影およびその製品の販売</p> <p><u>(9)</u>印刷システム機器の製造、販売</p> <p><u>(10)</u>印刷関連技術による製品の開発、製造、販売</p> <p>(11) 〵 (現行どおり)</p> <p>(21)</p>

<p>第 3 条 〱 (記載省略)</p> <p>第 12 条</p> <p>(招集)</p> <p>第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年 3 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (新設)</p> <p>第 14 条 〱 (記載省略)</p> <p>第 15 条</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設)</p>	<p>第 3 条 〱 (現行どおり)</p> <p>第 12 条</p> <p>(招集)</p> <p>第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年 3 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 2. <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第 14 条 〱 (現行どおり)</p> <p>第 15 条</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
---	--

<p>第 17 条 〱 (記載省略)</p> <p>第 21 条</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、<u>専務取締役、常務取締役</u>各若干名を定めることができる。</p> <p>第 23 条 〱 (記載省略)</p> <p>第 40 条</p> <p>(新設)</p>	<p>第 17 条 〱 (現行どおり)</p> <p>第 21 条</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、<u>取締役副会長</u>、取締役社長各 1 名、取締役副社長若干名を定めることができる。</p> <p>第 23 条 〱 (現行どおり)</p> <p>第 40 条</p> <p>(附則)</p> <p><u>第 1 条 現行定款第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第 16 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>第 2 条 前条の規定にかかわらず、施行日から 6 カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>第 3 条 本附則は、施行日から 6 カ月を経過した日または前条の株主総会の日から 3 カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	--